議案参考資料(新旧対照) (議案第49号·第50号)

川越市議会第2回臨時会 令和7年4月25日開会

# 議 案 参 考 資 料 目 次

議案第49号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第50号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

# 議案第49号参考資料

## 川越市税条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案 現 行

(種別割の税率)

第83条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台に
ついてそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 原動機付自転車
ア 総排気量が 0.05リットル以下のもの又は定格出力が 0.6キロワッ

ア 総排気量が 0.05リットル以下のもの又は定格出力が 0.6キロワッ

イ 二輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え 0.09 リットル以下のもの (ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が 0.6キロワットを超え 0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ト以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

- <u>ウ</u> <u>二輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4.</u> 0 キロワット以下のもの 年額 2,000円
- 工 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>(ウに掲げる</u> ものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2, 400円

才 略

(2)及び(3) 略

(種別割の減免)

## 第90条 1 略

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当 該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載し た申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出 しなければならない。 <u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が O. O 9 リットルを超えるもの<u>又は</u>

超え0.8キロワット以下のもの 年額 2.000円

ト以下のもの(エ に掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以

\_\_\_\_\_\_定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,

定格出力が0.6キロワットを

400円

下のもの又は

エ略

(2)及び(3) 略

(種別割の減免)

#### 第90条 1 略

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当 該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載し た申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出 しなければならない。 (1)~(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力<u>(第83条第1号ウに掲げる原動機付自転</u>車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)~(8) 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

#### 第91条 1 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限まで に、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条 の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法 律第168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体 障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下 この項において「身体障害者手帳」という。)、埼玉県の療育手帳制度に基づ き交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神 保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条 の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神 障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号) 第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一 にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限 る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」と いう。) 又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する 特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番 号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項に おいて同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免 を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 運転免許証<u>又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報</u> 記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許証 (1)~(4) 略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)~(8) 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

#### 第91条 1 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、埼玉県の療育手帳制度に基づき交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は一身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示する

とともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 運転免許証の番号及び

<u>又は免許情報記録の</u>有効期限並びに運転免許の種類及び条件が<u>付され</u>ている 場合にはその条件

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該 免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要 な措置を受けなければならない。

## 4 略

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第10条の2 1~18 略
- 19 固定資産税に係る法<u>附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 20 都市計画税に係る法<u>附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 21 固定資産税に係る法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 都市計画税に係る法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 23 法<u>附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の 1とする。
- 24 固定資産税に係る法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 25 都市計画税に係る法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 26及び27 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 1~13 略

\_\_\_\_\_\_有効期限並びに運転免許の種類及び条件が<u>附され</u>ている

場合にはその条件

## 3 略

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第10条の2 1~18 略
- 19 固定資産税に係る法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 20 都市計画税に係る法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定め る割合は、3分の2とする。
- 2 1 固定資産税に係る法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 2 2 都市計画税に係る法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 23 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の 1とする。
- 24 固定資産税に係る法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 2 5 都市計画税に係る法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 26及び27 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 1~13 略

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

## 15 略

(読替規定)

第26条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項</u>、第37項、<u>第41項若しくは第44項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第143条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

## 14 略

(読替規定)

第26条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで</u>、第37項、<u>第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第143条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

# 議案第50号参考資料

# 川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照

 改
 正
 案
 現
 行

(国民健康保険税の減額)

第20条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

## (1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者(前号に該当する者を除く。)

#### ア~ウ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た

(国民健康保険税の減額)

第20条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

## (1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者(前号に該当する者を除く。)

#### ア~ウ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た

金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1 人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康 保険税の納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~ウ 略

2及び3 略

金額を加算した金額)に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1 人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康 保険税の納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~ウ 略

2及び3 略